

(様式1)

令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業申請書

令和 4年 10月 31日

国際交流推進センター長 殿

事業責任者 (申請者)

学 系 経済学系

職 名 教授

氏 名 早川 智津子

下記のとおり令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業に申請します。

1.国際研究集会名	国際学術セミナー「アメリカ合衆国の外国人政策の現状」		
2.事業責任者 (申請者)	早川 智津子	3. 所属・職名	経済学部 教授
4.開催期間	令和 4 年 11 月 17 日 ~ 令和 年 月 日		
5.申請区分	C) 一般		
Bの場合の共同研究課題			
6.実施方法※対研究者交流数を増やす工夫を7.概要に記載すること。	イベント実施予定日：令和4年11月17日（木）10:30-12:00 アメリカの講師との間はオンライン同時配信、学内会場は教養2号棟3階2301教室使用予定（一部オンライン併用）。		
7.国際研究集会の概要 ※交流の意義、若手研究者養成への貢献及び実現可能性及び将来発展可能性等についても記載すること。	<p><b>【概要】</b> 本集会は、<u>テキサスA&amp;M大学ロースクールのHuyen Pham教授</u>のオンライン講演を受講者が視聴することにより実施するものである。</p> <p><b>【交流先大学】</b> <u>テキサスA&amp;M大学</u>は、学生数において全米最大規模のテキサスにある公立の総合大学である。同ロースクールは、法科大学院であり、Pham教授は、ロースクールのAssociate Deanを務めている。</p> <p><b>【研究者紹介】</b> Pham教授は、ハーバード大卒、同ロースクールを修了し、ミズーリ大学准教授などを経て現職にあり、<u>アメリカ移民法研究</u>において著名な研究者である。アメリカ合衆国では連邦法としての移民法のほかに、外国人の滞在等を規制する州法等が独自に存在するところ、Pham教授は全米各地の移民法の特徴を明らかにしたうえで、その動向を気象予報になぞらえたImmigrant Climate Index (ICI)という視点を用いて論文を執筆し、同論文は、移民法研究や、政策立案にも役立てられている。</p> <p><b>【本集会の意義】</b> 集会では、ジョージ・W・ブッシュ元大統領からトランプ前大統領までの移民政策を総括する。本集会を通じて、同国の状況を知</p>		

	<p>り、我々の関心を海外にも向けることができる。一方、<u>日本では2018年の入管法改正により、外国人労働者の受入れに新たな門戸が開かれ、今後受入れの二ーズが高まる</u>ことが予想される。<u>外国人との共生社会の実現が重要な政策課題となるなか、米国の政策動向を知ることは日本の政策立案にも役立つ</u>と思われる。イベント終了後も研究交流の継続に努める。</p> <p><b>【若手研究者養成への貢献】</b> <u>経済学部とくに経済法学科の教員と情報を共有したい。また、学部生等に参加を呼び掛けたい。</u>一方、<u>地域デザイン研究科の学生はそもそも多くはないので、多くの参加は望めない</u>と思われるが、<u>留学生等へ声掛けをして参加者を募ってみたい。</u><u>学部学生等が海外大学の研究者の講演を学生時代に聴く機会を設けることは、社会の様々な分野で活躍するための底力を育成するのに役立つ</u>と思われる。</p> <p><b>【実現可能性及び将来発展可能性】</b> <u>申請者の同教授との交流はアメリカ移民法の学会で知り合ってから10年以上も前に遡る。東日本大震災後に来日した同教授と国際シンポジウムを開催したこともある（2011年7月8日岩手大学）。同教授から本集会の内諾は受けており、実現可能性がある。</u>一方で、<u>万一都合が生じた場合は他の研究者に変更することもありうる。</u>また、<u>将来の発展可能性として、まずは、手始めに本集会で学内の認知を高め、今後相互訪問の交流を重ねていくうちにいずれ機が熟すれば法律分野の研究交流などに拡大することもありうるのではないか</u>と思われる。</p>
8.見込参加者数	<p>参加者数（概数）約100名</p> <p>内、外国人数 5名、研究者数 4名、 学部学生数 約90名、修士以上学生数 5名</p>
9.招待講師	<p>所 属 <u>Texas A&amp;M University School of Law</u></p> <p>職 名 <u>Associate Dean for Faculty Research and Development (2013-2016, 2021-present) Professor of Law (Fall 2013-present)</u></p> <p>氏 名 <u>Huyen Pham</u></p>
10.支援希望額	<p>金 額 <u>200,000円</u></p> <p>【内訳】</p> <p><u>謝金 80,000円（講師謝金・学生協力謝金）</u></p> <p><u>消耗品費 20,000円</u></p> <p><u>その他 100,000円（オンライン通訳ソフトの契約料等）</u></p>
11.他の外部資金等への申請状況	なし

(様式2)

令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業報告書

令和5年1月19日

国際交流推進センター長 殿

事業責任者(申請者)

学 系 経済学系

職 名 教授

氏 名 早川 智津子

下記のとおり令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業の実施結果について報告します。

1.国際研究集会名	国際学術セミナー「アメリカ合衆国の外国人政策の現状」		
2.事業責任者 (申請者)	早川 智津子	3. 所属・職名	経済学部 教授
4.開催期間	令和4年11月17日～令和 年 月 日		
5.申請区分	C) 一般		
6.参加者数 ※参加者名簿(別添) を添付	参加者数 <u>146名</u> 内、 <u>外国人数 7名</u> 、 <u>研究者数 5名</u> 、 <u>学部学生数 136名</u> 、 <u>修士以上学生数 5名</u>		
7.招待講師	所 属 <u>Texas A&amp;M University School of Law</u> 職 名 <u>Associate Dean for Faculty Research and Development (2013-2016, 2021-present) Professor of Law (Fall 2013-present)</u> 氏 名 <u>Huyen Pham</u>		
8.支出額	金 額 <u>3,600 円</u> 【内訳】 <u>謝金* 3,600円 (学生協力謝金：@900円×2時間×2名)</u> <u>*Huyen Pham教授からの謝金辞退により講師謝金は発生せず。</u> <u>旅費 0円</u> <u>消耗品費 0円</u>		
9.国際研究集会の内容	【研究者紹介】Pham 教授は、ハーバード大卒、同ロースクールを修了し、ミズーリ大学准教授などを経て現職にあり、アメリカ移民法研究において著名な研究者である。		

#### 【国際研究集会の内容】

アメリカ合衆国では連邦法としての移民法のほかに、外国人の滞在等に関わる（州警察などが連邦の不法移民取締に協力的か否か、運転免許・借家・教育機関・通学/通勤途上において移民資格を問うか問われないかなど）規制または保護する州・市・郡の法律等が独自に存在するところ、Pham 教授はこれら移民に係る法令を包括的に移民法と位置付けたうえで、全米各地の連邦より下位に属する移民法(subfederal immigration law)の特徴を気象予報になぞらえた Immigrant Climate Index (ICI)(各法を生存そのものに関わるものからより付随的なものまでを4つの段階に分けたうえで移民規制強化に働くものをマイナス、移民保護に働くものをプラスとし、適用地域の人口を当該州の人口で割った数値を用いる)という指数を用いて分析した。まず、ジョージ・W・ブッシュ元大統領の共和党政権においては、州以下の移民法の立法の動きとくに保護立法は盛んではなく、アメリカ社会の分断は生じていなかったが、オバマ政権において徐々に規制立法と保護立法の双方の増加による分断が生じはじめ、移民政策をめぐる二極化が進む。そして、2017年以降のトランプ政権では、連邦の移民規制（国境警備の強化・入国規制・不法移民の取締）が大幅に強化されるなか、subfederal immigration law レベルではこれに同調する州等も一部存在するものの、むしろ連邦の規制強化に反対する立場の保護立法がかつてないレベルで急増する結果となっている。

講演後の質疑応答では、移民政策をめぐる二極化・分断について解決方法があるかとの質問に対し、難しい問題を抱えているが、最近の中間選挙の結果（前評判ではトランプ前大統領支持の候補者が圧勝する可能性が指摘されていたが結果としては民主党と互角）に見られるように、アメリカにおいて極端な移民政策を望まない中間層が増えてきている結果ではないかとの分析がなされた。また、学生から少子化のなかでの日本の外国人政策に示唆があるか、外国人犯罪が増えるのではないかなど等の質問があった。これに対し Pham 教授は、日本において外国人政策の重要性が増すであろうこと、犯罪率の観点からは外国人の犯罪率が高いかということそうではない。しかし、外国人の犯罪が起こると珍しさから報道されて人々の印象に残りやすく、そのことが外国人の犯罪率を問題視する根拠であるとの回答があった。

#### 10.事業実施による成果・今後の事業の発展等

##### 【事業実施による成果】

本集会を通じて、同国の状況を知り、我々の関心を海外にも向けるきっかけを提供できた。一方、日本では2018年の入管法改正により、外国人労働者の受入れに新たな門戸が開かれ、今後受入れのニーズが高まることが予想される。外国人との共生社会の実現が重要な政策課題となるなか、米国の政策動向を知ることは日本の政策立案にも役立つと思われる。

##### 【今後の事業の発展等】

イベント終了後も研究交流の継続に努める。今後の発展可能性として、まずは、手始めに本集会で学内の認知を高め、今後相互訪問の交流を重ねていくうちにいずれ機が熟すれば法律分野の研究交流などに拡大することもありうるのではないと思われる。

※欄内に収まらない場合、適宜、行を追加し、ページを増やしていただいても構いません。